

手数料表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
企業より求人を受け付ける時の事務費用	0円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス（採用成立時）	候補者の初年度の想定理論年収の35%（すべての収入、賞与、コミッション、株式買取またはストックオプション、および車両、シフト、異動または住居の各手当を含むがこれらに限られない）の範囲内で個別に設定する。 上記の計算が200万円未満となる場合には最低200万円を報酬とする。 手数料負担者は、求人者とする。
候補者がパートタイムまたは12ヵ月未満の期限付きで採用された場合	候補者の初年度の想定理論年収の35%（すべての収入、賞与、コミッション、株式買取またはストックオプション、および車両、シフト、異動または住居の各手当を含むがこれらに限られない）の範囲内で個別に設定する。 上記の計算が200万円未満となる場合には最低200万円を報酬とする。 手数料負担者は、求人者とする。
求人者が採用後7日以内に採用の通知を行わなかった場合	候補者の初年度の想定理論年収の40%とする。 手数料負担者は、求人者とする。
貴社は候補者に関する情報を厳秘とする。貴社が候補者の詳細を第三者に提供し、これによって当該候補者が当該第三者によって採用されることとなった場合、貴社は当社に対して所定の紹介手数料を支払うものとする。	候補者の初年度の想定理論年収の35%とする。 手数料負担者は、求人者とする。

上記手数料には、別途消費税がかかります。

■返戻金制度について

職業紹介が成功した場合において、候補者が求人者の業務規則に違反し、採用された職務を技術的に遂行する能力がなく、もしくは勤務態度が悪く求人者の従業員として不適切と判断される、または最初の出勤日から90日以内に何らかの理由で求人者との雇用を任意で終了することにより求人者を離職する場合、当社は以下のとおり手数料を返金する。

- ・採用開始日から90日目までの間に雇用が終了した場合：50%

以下のいずれかに該当する場合、当社は払戻しを行わない。

- ・求人者が雇用の終了から14日以内に書面にて雇用終了を当社に通知しなかった場合
- ・求人者が請求書の日付から30日以内に支払を行わなかった場合
- ・候補者が人員余剰により解雇された場合
- ・雇用終了の理由が、候補者の能力または人間としての品位とは無関係である場合

許可番号：13-ユ-313648

事業所の名称：CONNECTME JAPAN株式会社